



法人設立業務と融資手続き関係

行政書士 井崎 忠弘

講師自己紹介 井崎 忠弘



1968年 大阪府生まれ
リライアンス東京行政書士事務所
WEBマーケティング会社経営
認定支援機関

活動内容

- 外国人ビザ取得関連業務
- 会社設立業務
- 相続関連業務
- 資金調達・融資支援業務
- 補助金コンサルタント

法人設立業務

法人設立業務 お勧め理由

法人設立業務のお勧め理由



1. パターンが決まっているので業務の習熟度は求められない。
2. 法人をターゲットにしている場合、シナジー効果（高価）あり。
3. 法人設立業務の後の業務を受けやすい。

法人設立の理解

法人設立について



依頼があるのは以下 3 法人

- 株式会社
- 合同会社
- 一般社団法人

株式会社 - 1



株式会社設立の条件

2006年（平成18年）5月に施行された会社法により、
資本金1円以上、取締役1名以上で、株式会社の設立が可能になりました。

株式会社 - 2

株式会社設立の手順

1. 発起人の決定
2. 設立する株式会社の基本事項の決定
3. 定款の作成
4. 定款の認証
5. 出資金の払い込み
6. 登記申請

株式会社 - 2 - 1

1. 発起人の決定

発起人は、資本金の出資、定款の作成など会社設立の手続きを行う人のこと。
人数は1名以上で、法人も発起人になることができます。

- * 発起人は、会社設立時に出資や設立手続きを行う人。
- 取締役は、会社設立後に経営を行う人。

2. 設立する株式会社の基本事項の決定

会社の目的、社名、事業内容、本店所在地、
資本金の額、持株比率、役員構成、決算期などの会社の基本的な事項を決定します。

＊この事項の説明力やアドバイスの内容で依頼主との関係が強化される。

3. 定款の作成

定款とは、会社設立時に発起人全員の同意のもとで定める、
「会社の憲法」とも呼べるもので、会社の根本となる重要な規則です。

会社の設立時に作成する定款を原始定款と呼ばれます。

4. 定款の認証

公証人によって、定款の記載に法令上の問題がないかなどをチェックし、間違いのない定款であることを証明してもらいます。

定款の認証は、北海道を除き、本店の所在地を置く都府県にある公証役場ならどこでも構いません。

* 北海道は、本店所在地を管轄する公証役場。

電子定款を行うために必要なもの

- 行政書士電子証明書
- PDF変換ソフトウェアの準備
 - ①または②が必要
 - ①Adobe Acrobat XI Pro（有償で購入）
 - ②SkyPDF Professional for Legal
- 登記・供託オンライン申請システム

株式会社 - 2 - 4 - 2



定款認証の際、「実質的支配者となるべき者の申告書」の提出が必要

申告内容は、実質的支配者の「住所、氏名、生年月日、性別、国籍」と「暴力団員等に該当するか否か」ですので、特に難しいものではありません。

- 発起人が個人の場合は身分証明書が、法人の場合は履歴事項全部証明書、株主名簿が必要

5. 出資金の払い込み

発起人は引き受けた株数に相当する金額を、金融機関に払い込みます。

- * 発起人が1人だけの場合は預け入れでも問題ありません。
- * 発起人の通帳は、発起人が普段使用しているもので問題ありません。
- * 定款作成日以降の日であれば登記手続き上、問題ありません。

6. 登記申請

行政書士が会社設立の依頼を受けた場合、定款作成、定款認証を行った後は、登記については行政書士が提携している司法書士さん等に行ってもらいます。

または、定款作成と定款認証だけは行政書士が行い、会社設立登記は、依頼主様ご自身で行います。